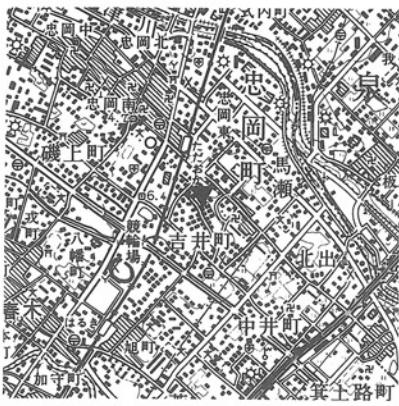


大阪・吉井遺跡



(岸和田)

- | | |
|---------------|------------------------|
| 所在地 | 大阪府岸和田市吉井町二丁目 |
| 調査期間 | 一九九九年（平11）九月～一〇〇〇年三月 |
| 発掘機関 | 大阪府教育委員会 |
| 調査担当者 | 上林史郎 |
| 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 遺跡の年代 | 弥生時代後期（一世紀）～鎌倉時代（十三世紀） |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

本調査は、府営吉井住宅建設に伴うものである。調査対象地は、

岸和田市の北西部、泉北郡忠岡町との市町界付近、南海本線忠岡駅から東南へ約六〇〇mの住

宅地内に位置する。

調査区は、A調査区（三

二〇〇m²）、B調査区（六〇〇m²）、試掘調査区（一～二五〇m²）にわかれ、調査面積の合計は約四〇〇〇m²である。A・B

調査区で検出された主要な

遺構は、弥生時代後期から鎌倉時代にかけての掘立柱建物・ピット・井戸・溝・土坑・大溝などで、二面以上の遺構面が検出されている。中でも掘立柱建物は、平安時代中頃と鎌倉時代中頃の二期に分けられ、上面が一間×三間の建物であるのに対し、下面では三間×四間の総柱建物であり、重量物などを納めた倉庫と考えられる。

B調査区では、東西方向に伸びる古墳時代後期から奈良時代中頃にかけての大溝が検出されている。この大溝は全掘はしていないが、長さ五〇m以上、幅一五m以上、深さ二・二m以上をはかる大規模なものである。

今回報告する木簡は、試掘調査区の一六トレンチから出土したものである。このトレンチは、上述した東西方向の大溝の内部に含まれる。大溝の堆積は、上から暗灰色粘質土（〇・二五～〇・四m）、黒色粘質シルト（〇・一m）、黒灰色粘質シルト（〇・五五m）となり、地山は灰色砂礫土である。木簡は、暗灰色粘質土内の中程から出土したが、暗灰色粘質土は、大溝が機能を停止した後に堆積した埋土と考えられる。この大溝からまとまって出土した須恵器や土師器の年代観からは、大溝が古墳時代後期頃に掘削されたが、奈良時代頃に機能を停止し、徐々に埋没していく過程を窺うことができる。

8 木簡の釈文・内容

(1) □□□不得□□「若犯之□□□」
〔方旧カ〕

天平宝字三年四月十六日主守六人部×
(326)×38×5.5 081

木簡は、上下両端が欠損し、また二片に分離しているが、表裏両面に墨書が認められる。なお木簡は破断面の観察から、裏面を外側にして折られていたと推定することができる。また、表面は墨の残り具合が悪く、墨付の部分の木質がわずかな盛りあがりとなつて遺存している状態である。これは、一定期間外気に曝されていたためと考えられる。それに対して、裏面は湿潤な粘質土中にあつたためか、墨痕があざやかに遺存していた。

表面は読めない文字が多い。確実に読めるのは「若犯之」だけである。これは、「若し之れを犯さば…」と読める。おそらく、ここで墨を浸けなおして文字を書き始めたためと考えられる。「之」の下の一文字は「須」または「顔」の可能性が考えられる。

裏面は、木簡の中程より下に、年月日・役職名「主守」と人名を記している。「天平宝字三年」は西暦七五九年にある。また、年号と年月日が同時に記載されており、その日が特別な意味をもつ日であることが理解できる。また、「主守」については、「令義解」巻一〇の「獄令」有疾病条に次の記述がある。「主守申牒（謂。主守者。主当獄囚之物部也）」とある。なお、主守は囚獄司という役所に限定された職名らしい。

六人部は『新撰姓氏録』によれば、和泉国諸蕃に「六人部連。百

濟公と同じき祖。酒王の後なり」とある。おそらく、奈良・平安時代に六人部連氏が和泉国に蟠踞していたのであろう。ただ、同書では、六人部氏は和泉国だけではなく、右京や摂津国、山城国の神別にもみえる。何れにせよ、本木簡の出土によって、当時の役職名や官人名、ある程度の文言の内容が判明したことは重要であろう。

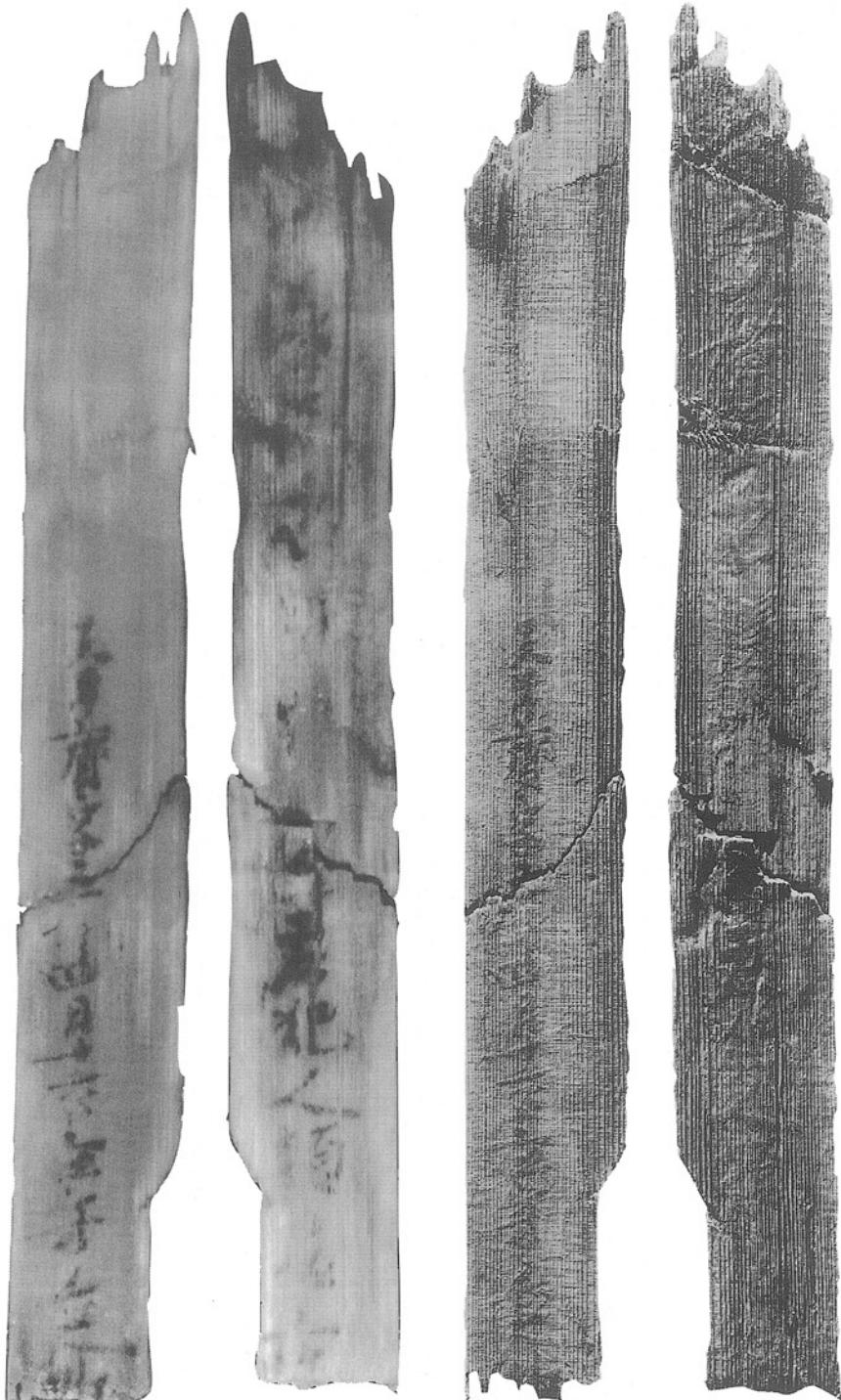
なお、本木簡の釈読にあたつては、以下の人々のご教示・ご協力をいただいた。

大阪府立近つ飛鳥博物館大庭脩氏、奈良国立文化財研究所館野和己氏・山下信一郎氏・吉川聰氏、京都橘女子大学門脇禎一氏・狩野久氏・増渕徹氏、大阪市立大学榮原永遠男氏、大阪府教育委員会島徹氏・佐久間貴士氏・西口陽一氏・橋本高明氏・竹原伸次氏・地村邦夫氏。

9 関係文献

大阪府教育委員会『大阪府教育委員会文化財調査事務所年報』四
(1000年)

（上林史郎（近つ飛鳥博物館））



(赤外線画像)

(斜光写真)